

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による家賃減額制度のご案内

県営住宅にお住まいの世帯で、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、収入が減少し、家賃の支払いに困っている世帯を対象に、家賃の減額が受けられる場合があります。

**対象世帯： 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、
令和4年1月1日以降に休業や収入が減少した方がいる世帯で
引続き収入が減少した状態の世帯**

※減額を受けることを希望される方は、申請が必要となります。

下記の内容を確認し、必要書類をそろえ、郵送で申請してください。

また、申請受理後の審査により減額にならない場合もございます。

受付期間： 令和5年2月20日まで

1 減額申請受付および審査に関すること

【適用月】

郵送にて、毎月20日(必着)までに申請され、該当した方は、翌月から適用となります。

例：2月20日までの申請で該当→3月家賃分から減額

【適用期間】

家賃減額適用期間は、令和5年3月家賃分までとなります。

【世帯の収入月額】

世帯全員の方の令和4年分の収入の証明書をご提出いただき、収入月額を算出いたします。※収入の証明書は申請時期で求める書類が変わります。

【書類審査について】

審査がございます。《申請書類について》をご確認ください。

【世帯構成】

現在、登録されている世帯構成に変更がある場合には、変更手続き後に減額手続きとなります。下記のお問い合わせ先にご相談ください。

2 申請後に決定する減額家賃について

令和5年度の家賃は、令和4年度の収入申告により算出した世帯の収入月額に応じて、各世帯の分位(1~8)※によって家賃が決定しています。

申請後の世帯の収入、世帯人数などにより家賃の減額は世帯ごとに異なります。

分位1の方で、県の定める減免基準に該当する場合は、さらに減免が受けられる場合があります。

その場合は、非課税収入(障害年金、遺族年金、失業手当、仕送り等)が収入に含まれるため、別途提出書類が必要となり、減免適用期間も決定額により異なります。

※このご案内の最後の別表もしくは「収入額認定等通知書」、「認定収入額更正通知書」を参考にご覧ください

●お問い合わせ先● 大宮支所 048-645-1772 川越支所 049-227-6408

熊谷支所 048-524-7963 岩槻支所 048-794-7146

営業時間 平日 8:30~17:15 休業日:土日祝日

※送付先については、この用紙の最後のページに記載されています。

《申請書類について》

●《必ず提出していただく書類》

①	家賃減額申請書 (新型コロナウイルス用)	<ul style="list-style-type: none"> ・申請日、住宅名、部屋番号、氏名、連絡先(携帯番号)を記入してください。 ・2の家族状況に名義人氏名、同居しているご家族の氏名等と必要事項を記入してください
②	世帯全員の住民票	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯全員と証明され、続柄の記載がある3ヵ月以内に発行のもの
③	直近年度所得証明書(原本)	<ul style="list-style-type: none"> ・申請日時点で中学生以下の方を除き、入居されている方全員分で市区町村役場で発行のもの
④	令和4年分 <ul style="list-style-type: none"> ・源泉徴収票 ・確定申告の控えの写し 	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年2月20日までに申請される方は必要となります。 ・給与所得の方は源泉徴収票を在職中の職場から発行してもらってください。 ・事業所得の方は確定申告後に申請してください。
⑤	令和4年1月1日以降に新型コロナウイルスで収入減を証明するもの ㊦給与所得の方 以下のいずれか1つの書類 <ul style="list-style-type: none"> ・【書式1】給与支払証明書(勤務先からの証明) ・退職証明書、離職票又は雇用保険受給資格者証写し ㊧事業所得の方 <ul style="list-style-type: none"> ・【書式2】事業所得等収支明細書(事業主として証明) 	㊦勤務先のご担当者様へ <ul style="list-style-type: none"> ・【書式1】給与支払証明書は直近の支給からさかのぼった1年間を記入してください。 ・収入減少の場合は減少月を必ず記入してください。 ・対象者の氏名、採用年月日、職種、扶養親族を必ず記入ください。 ・勤務先所在地、名称、代表者、電話番号を記入、印鑑を押印。 ㊧事業主様へ <ul style="list-style-type: none"> ・【書式2】事業所得等収支明細書は直近の収支明細からさかのぼった1年間を記入してください。 ・収入減少の場合は減少月を必ず記入してください。 ・氏名、住所、団地名、電話番号を必ずご記入ください。 ・業種名、事業名称、事業所所在地をご記入ください。

●《該当する方に提出していただく書類》 * 書式が必要な場合は管轄支所へ連絡してください

①	給与支払証明書	ご家族の中で令和4年1月2日以降に現在の職場に就職した方
②	事業所得等収支明細書	ご家族の中で令和4年1月2日以降に自営業を開業した方
③	退職証明書、離職票又は雇用保険受給資格者証写し等	ご家族で令和4年1月2日以降に退職し、現在無職の方
④	年金の振込通知書、改定通知書、年額決定通知書等	年金基金、障害年金、遺族年金等を受給している方 ※年金生活者支援給付金を受けている方は「年金生活者支援給付金支給決定通知書」もご提出ください。
⑤	児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書の写し	児童扶養手当、特別児童扶養手当を受給している方
⑥	障害者手帳の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳(1～6級) ・精神障害者保健福祉手帳(1～3級) ・療育手帳(㊦・A・B・C)

※上記以外で審査に必要な書類があった場合、別途ご提出していただきます。

●送付先●お住いの住宅の管轄支所の宛先を切り取って、封筒に貼って送付してください。

大宮支所

〒330-0805

さいたま市大宮区寿能町2-131

埼玉県住宅供給公社 大宮支所

減額担当 宛て

電話:048-645-1772

岩槻支所

〒339-0007

さいたま市岩槻区諏訪3-3

埼玉県住宅供給公社 岩槻支所

減額担当 宛て

電話:048-794-7146

川越支所

〒350-1101

川越市的場2218-4ベルアート301号室

埼玉県住宅供給公社 川越支所

減額担当 宛て

電話:049-227-6408

熊谷支所

〒360-0826

熊谷市赤城町1-147-2

埼玉県住宅供給公社 熊谷支所

減額担当 宛て

電話:048-524-7963

別表

分位	収入月額
1	0円 ~ 104,000円
2	104,001円 ~ 123,000円
3	123,001円 ~ 139,000円
4	139,001円 ~ 158,000円
5	158,001円 ~ 186,000円
6	186,001円 ~ 214,000円
7	214,001円 ~ 259,000円
8	259,001円以上

※減額申請審査後、別表の分位が下がった場合に、家賃が減額となります。

申請結果については、申請月の翌月20日前後に通知でお知らせいたします。

通知後にさらなる減収があった場合には、再申請することもできますので、まずはお問い合わせ先にご相談ください。